

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
中間まとめに関する意見募集の実施について（意見募集要領）

平成29年2月28日
文化庁長官官房著作権課

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等，教育の情報化の推進等，障害者の情報アクセス機会の充実，著作物等のアーカイブの利活用促進等について，検討を行ってきました。

このたび，平成29年2月24日の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において，中間まとめが取りまとめられましたので，広く国民の皆様から御意見を頂くため，意見募集を行います。

御意見等がございましたら，下記の要領にて御提出ください。

記

1. 意見募集の対象

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

3. 意見募集期間

平成29年2月28日（火）～平成29年3月29日（水） 必着

4. 意見送付要領

（1）記載事項

①氏名^{※1}，②性別，③年齢，④職業^{※2}，⑤住所^{※3}，⑥連絡先電話番号，⑦連絡先メールアドレス，⑧意見提出対象の章名及びページ番号，⑨御意見及びその理由，を明記の上，（2）に掲げるいずれかの方法で送付してください。

（※1）法人・団体等の場合は，法人・団体名及び意見提出に関する御担当者の氏名を記載してください。

（※2）在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記載してください。

（※3）法人・団体等の場合は，主たる事業所の所在地を記載してください。

(2) 意見提出の方法

以下のいずれかの方法により提出してください。なお、お電話による御意見の受付はいたしかねますので、御了承ください。

ア. インターネットによる提出

e-Govの意見提出フォームから提出してください。

なお、複数の御意見を御提出いただく場合には、取りまとめの都合上、御意見ごとに別々に提出してください（1意見1フォームでの提出をお願いいたします。）。

イ. 郵送による提出

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房著作権課企画審議係 宛

5. 備考

御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

御提出いただいた御意見については、全て公表されることがあります。なお、御提出いただいた個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

以上